

報道発表資料

平成24年5月11日

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の改正案に対する意見の募集(パブリックコメント)について
(お知らせ)

環境省は、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」(平成18年環境省告示第98号)により定めている無害化処理認定施設において処理するPCB廃棄物について、所要の検討を行ってきました。今回、検討結果を踏まえ、同告示を改正することを検討しています。

そこで、本案について広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成24年5月11日(金)から平成24年6月11日(月)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を実施いたします。

1. 検討概要

環境省では、PCB汚染物の処理に関して、平成17年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成21年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました。今般、これらの実証試験結果に基づき、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、無害化処理認定施設で処理するPCB廃棄物を見直すことを検討しています。

2. 意見募集の対象

別添の「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年環境省告示第98号)の改正案について」

この改正案についての参考資料として「(参考資料)PCB廃棄物に関する実証試験について」を添付します。

3. 意見募集要領

(1) 募集期間

平成24年5月11日(金)から平成24年6月11日(月)17時まで(郵送の場合は同日必着)

(2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は題名に「PCB廃棄物の無害化処理に関する意見」と記載してください。

なお、上記以外の方法(電話等)による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp

FAX:03-3593-8264

(3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、す

べて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

(4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式(A4版)にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] PCB廃棄物の無害化処理に関する意見
[宛先] 環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(5) 資料の入手方法

[1] 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

[2] 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館26階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

[3] 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し80円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

添付資料

- 別添[PDF 12KB]
- 参考資料[PDF 17KB]

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

代表 : 03-3581-3351

直通 : 03-5501-3156

課長 : 廣木 雅史(内:6871)

課長補佐: 鈴木 清彦(内:6876)

担当 : 三浦 博信(内:6880)

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成 18 年環境省告示第 98 号）の改正案について

環境省では、PCB 廃棄物の処理に関して、平成 17 年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成 21 年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量 PCB 汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量 PCB 汚染廃電気機器等以外の PCB を含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました（詳細は参考資料を参照）。その結果、最大 5,200mg/kg の PCB 汚染物を含む試験試料について、确实かつ適正に処理を行うことが確認できました。

今般、これらの実証試験結果に基づき、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、標記告示の 2 に以下の PCB 廃棄物を加えることについて検討しています。

なお、個別の認定施設においては、実証試験により安全かつ確実に処理することが確認された濃度範囲内での処理とするよう運用することとしています。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）のうち、次に掲げるもの
 - ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの
 - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 金属くず、陶磁器くず若しくは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破碎その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

- (3) ポリ塩化ビフェニル処理物（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）のうち、次に掲げるもの
- 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 上記以外であって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該ポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

P C B 廃棄物に関する実証試験について

1. 経緯

環境省では、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理体制の整備に向けた検討を行うため、平成 17 年度から微量 P C B 汚染廃電気機器等を試験試料とした産業廃棄物処理施設における焼却実証試験を実施してきた。

また、平成 21 年度からは、微量 P C B 汚染廃電気機器等以外の P C B を含む廃棄物についても焼却実証試験を行ってきた。

2. 実施内容

試験試料を焼却処理し、処理後の排ガス、燃え殻及び周辺大気等の P C B 濃度やダイオキシン類濃度を分析し、基準等への適合状況について評価を行うことにより、無害化処理されていることを確認する。

なお、評価に当たっては、廃棄物処理、分析、健康影響等に関する専門家の助言を得ている。

3. 実施手順（標準的な例）

- 1 日目（通常運転・ P C B を含む廃棄物の処理を行わない）

処理施設で通常受入処理している廃棄物を焼却処理し、発生する排ガス、燃え殻及び周辺大気等の測定を実施する。

- 2 日目（本試験 1 日目）

処理施設で通常受入処理している廃棄物に加え、 P C B を含む廃棄物（試験試料）を焼却処理し、発生する排ガス、燃え殻及び周辺大気等の測定を実施する。

- 3 日目（本試験 2 日目）

試験の再現性を確認するため、2 日目と同様の条件で試験を実施する。

4. これまでの実績

平成 24 年 3 月末までに 14 か所の産業廃棄物処理施設の協力を得て合計 31 回の実証試験を実施し、いずれも周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全かつ確実に無害化できることを確認している。具体的な試験の内容を別紙に示す。

PCB廃棄物の焼却実証試験実績

| 廃棄物の種類 | 種類(試験試料) | PCB濃度範囲 (mg/kg) | 炉形式 | 二次燃焼炉内温度 (固定床炉内温度) |
|-------------------|-------------|--------------------|---|-----------------------|
| 汚泥 | | 14~120 | □-タリ-キルンストーカ炉 □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| | | 60~110 | 固定床炉+二次燃焼炉 | 1100℃(850℃) |
| 廃活性炭 | | 0.2~2700 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルンストーカ炉 □-タリ-キルン式焼却溶融炉 | 1100℃ |
| | | 79 | 固定床炉+二次燃焼炉 | 1100℃(850℃) |
| | | 0.5~74 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| マスク吸収体 (活性炭含む) | | 0.4~490 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| | | 7.3~830 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルン式焼却溶融炉 | 1100℃ |
| 繊維くず | | 0.24~3.8 | 固定床炉+二次燃焼炉 | 1100℃(850℃) |
| | | 11~470 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| 廃プラスチック類 | アルコールティッシュ | 5.1~2700 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルンストーカ炉 □-タリ-キルン式焼却溶融炉 | 1100℃ |
| | ウエス | 3.3~67 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルンストーカ炉 | 1100℃ |
| | フィルター(保温材) | 1.6~1900 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルンストーカ炉 | 1100℃ |
| | 化学防護服 | 1.3~350 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルンストーカ炉 | 1100℃ |
| | マスク面体 | 290 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| | インナー手袋 | 170~210 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| | 安全靴、長靴 | 17~1800 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルン式焼却溶融炉 | 1100℃ |
| | 仮設ホース | 24 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| | 養生テープ | 5200 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| | PEシート | 1.5~470 | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| 廃酸・廃アルカリ | 硬質プラスチック | 7.1~2600 | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルン式焼却溶融炉 | 1100℃ |
| | 廃アルカリ | | □-タリ-キルン式焼却炉 | 1100℃ |
| PCB処理物 | 紙くず・木くず・アルミ | | □-タリ-キルン式焼却炉 □-タリ-キルン式焼却溶融炉 | 1100℃ |